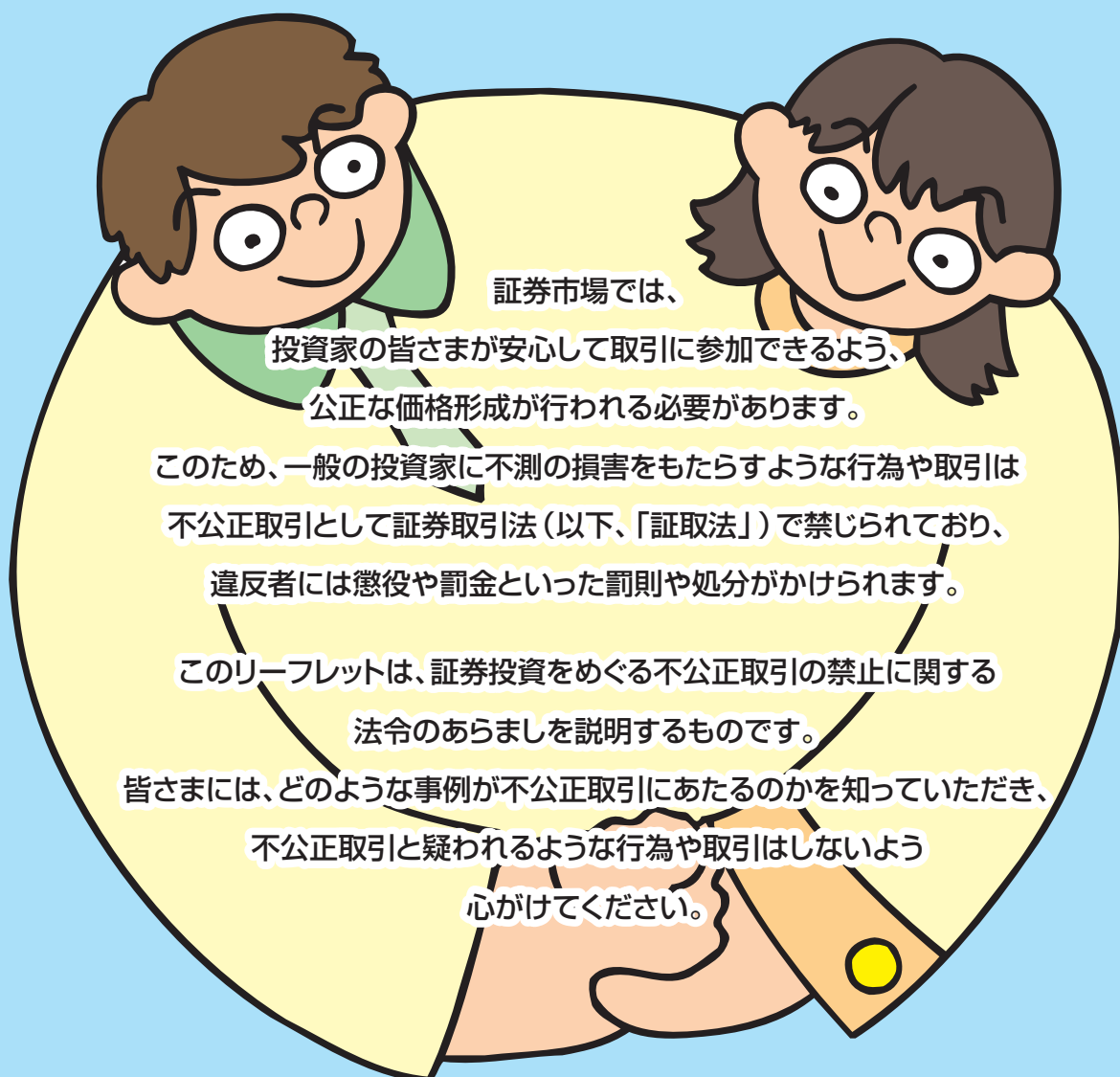


証券取引のルールに関するお知らせ

証券投資は フェアプレイで！

不公正取引の禁止について



相場操縦的行為

〔証券法第159条〕

相場操縦的行為とは、

相場を意識的・人為的に変動させたり、あるいは一定水準の価格に固定させたりして、その相場があたかも自然の需給関係を踏まえて成立しているかのように他人を誤解させることによって、その相場の変動などを利用して利益を得ようとする行為のことです。

このような行為は、市場での公正な価格形成を妨げ、一般の投資家に不測の損害をもたらすこととなるため、禁止されています。

主に以下のような行為は、**相場操縦的行為の疑いを持たれる可能性**があります。



(1) 見せ玉 (見せかけの注文)

売買を成立させるつもりがないのに、ある特定の株式などに対する大量の売買注文の発注・取消・訂正を頻繁に繰り返して、あたかもその株式をめぐる取引が活発なように見せかけて他の投資家からの取引を誘い込もうとする取引

Xによる見せ玉が発注された注文控 (板)				Xによる見せ玉がなかった場合		
売り数量	値段	買い数量	うち、Xの発注数量	売り数量	値段	買い数量
1,200株	95円			1,200株	95円	
1,000株	94円			1,000株	94円	
900株	93円			900株	93円	
800株	92円			800株	92円	
600株	91円			600株	91円	
	90円	3,500株	3,000株		90円	500株
	89円	3,700株	3,300株		89円	400株
	88円	3,200株	2,800株		88円	400株
	87円	2,800株	2,500株		87円	300株
	86円	2,900株	2,500株		86円	400株

事例

証券会社のインターネット取引口座を利用して株式の売買を行っているXは、ある証券取引所上場会社の株式を88円～91円で合計35,000株買った後に、左の表で示すような大量の買い注文を複数回に分けて発注した。

その上で手持ちの35,000株を93円～96円で売り抜けた後に、発注していた大量の買い注文をすべて取り消した。

POINT

この事例での大量の買い注文は、一般の投資家に「この会社の株式には多くの買い注文が入っているので、株価が下がりにくい状態だ」と誤解させて株価が下がるのを防ぎつつ、自分の持ち株を買った値段よりも高く売り抜けることを意図して行われた、いわゆる「見せ玉」と考えられます。

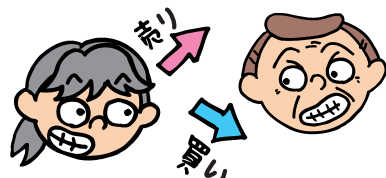
Xによる「見せ玉」によって、実態よりも買い注文が多く見せかけられています。



(2) 仮装売買

ある特定の株式などの売買の状況に関して他人を誤解させる目的で、同一人物が同じ時期に同じ価格で売りと買いの注文を行うなど、権利の移転や金銭のやりとりなどを目的としない仮装の取引

(例) 別々の証券会社に対して、同じ時期に同じ価格で売りと買いの注文を出した。



(3) 馴合売買

ある特定の株式などの売買の状況に関して他人を誤解させる目的で、知り合い同士の売り主と買い主が示し合わせて、同じ時期に同じ価格で売りと買いの注文を出す取引

罰則

相場操縦的行為を行った者は、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(または懲役と罰金の両方)がかけられ(証券法第197条(1)⑤)、財産上の利益を得る目的で、相場操縦的行為により相場を変動または固定させたりして、その相場により取引を行った者は、10年以下の懲役および3,000万円以下の罰金がかけられます(197条(2))。また、相場操縦的行為によって得た財産は没収されます(198条(2))。

なお、法人にあつては、犯罪を行った法人関係者個人だけでなく、法人そのものにも罰則がかけられる場合、その法人に対して7億円以下の罰金がかけられます(207条(1)①)。また、損害賠償責任を課す規定もあります(160条)。

風説の流布

〔証券法第158条〕

風説の流布とは、

株式の売買取引などのため、または、ある特定の株式などの相場の変動を図る目的で、虚偽（嘘）の情報や根拠のない噂を流すことをいいます。

このような行為は、一般の投資家に不測の損害をもたらすこととなるため、禁止されています。

近年、インターネットの掲示板などに証券取引や上場会社等に関するさまざまな情報が書き込まれているのが見られます。意図的に株価を操作する目的で、事実関係がきちんと確認されていない情報や合理的な根拠がない事柄を**安易に掲示板に書き込む行為は、証券投資を行わないにしても「風説の流布に該当する可能性がある」**ことを知っておいてください。



罰則

風説の流布を行った者は、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（または懲役と罰金の両方）がかけられ（証券法第197条(1)⑤）、財産上の利益を得る目的で、風説の流布により相場を変動または固定させ、その相場により取引を行った者は、10年以下の懲役および3,000万円以下の罰金がかけられます〔197条(2)〕。また、風説の流布により得た財産は没収されます〔198条の2〕。

なお、法人にあっては、犯罪を行った法人関係者個人だけでなく、法人そのものにも罰則がかけられる場合、その法人に対して7億円以下の罰金がかけられます〔207条(1)①〕。

仮名取引・借名取引

仮名取引とは、

実際にはいない人物の名義や他人の名義などを使うことによって、自分の素性を隠して行う取引のことです。借名取引とは、家族や友人など自分以外の名義を借りた上で、名義人になりすまして行う取引のことです。

このような取引は、脱税やマネーロンダリング^(注)といった行為の温床となる可能性があることや、相場操縦といった**不正取引に利用される可能性がある**ため、固く禁止されています。

(注) マネーロンダリング（資金洗浄）とは、主に不正な手段（麻薬売買、違法ギャンブル、収賄などの犯罪行為など）で得た資金を、さまざまな金融機関の口座（偽名口座や匿名口座など）を転々とさせることで、資金の出所をわからなくする行為のことです。



損失保証・損失補てん

〔証券法第42条の2第2項〕

損失保証・損失補てんとは、

通常の証券取引で発生した損失について、**投資家が証券会社に対して損失に関する保証や損失に対する補てんを要求したり、これを受けることで**、このような行為は禁止されています^(注)。

証券投資は本来、元本が保証されたものではなくリスクを伴うものであり、投資に関する最終決定は投資家自らの責任に基づく判断で行うものです。（自己責任の原則）

(注) 証券会社における違法または不当な行為（証券事故）によって発生した損失の補てんを受けることは、禁止の対象になりません。

自己責任



罰則

違反行為には1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金（または懲役と罰金の両方）がかけられます（証券法第200条⑭）。

インサイダー取引(内部者取引)

〔証券法第166条、第167条〕

インサイダー取引(内部者取引)とは、

上場会社等(証券取引所に株式を上場している会社など)の役員などの会社関係者が、その会社の株価に影響を及ぼす重要事実を知って、その重要事実が公表される前に、その会社の株式の売買などを行うことをいいます。

このような取引が行われると、そうした情報を知らない一般の投資家にとって非常に不利となり、証券市場の公正性や健全性が損なわれるおそれがあるため、禁止されています。なお、**会社関係者から未公表の重要事実の伝達を受けた者(情報受領者)も規制の対象**となります。つまり、会社関係者でなくてもインサイダー取引規制の対象となるということです。

公開前情報



罰則

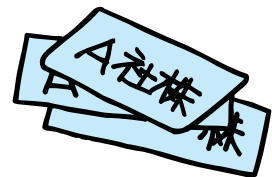
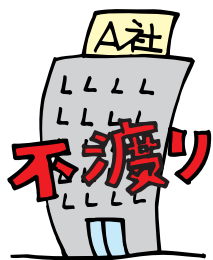
インサイダー取引を行った者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金(または懲役と罰金の両方)がかけられ(証券法第197条の2⑩)、インサイダー取引によって得た財産は没収されます〔198条の2〕。

なお、法人にあっては、犯罪を行った法人関係者個人だけでなく、法人そのものにも罰則がかけられる場合、その法人に対して5億円以下の罰金がかかります〔207条(1)②〕。

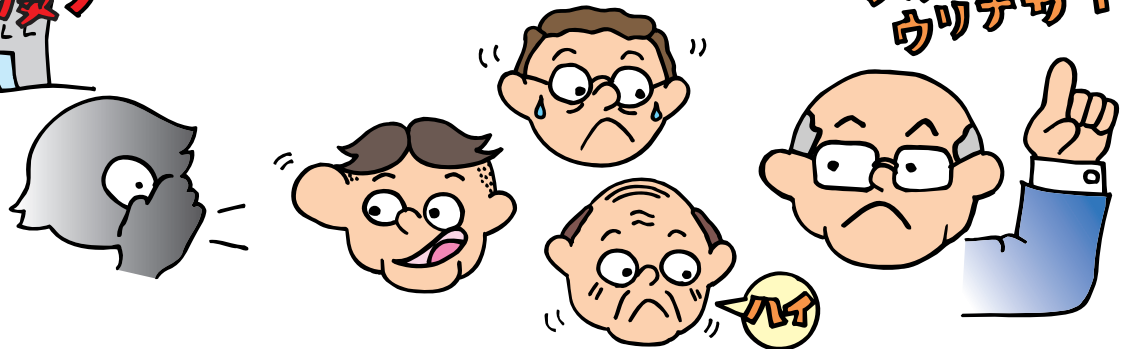
インサイダー取引で有罪とされた事例

A社は平成6年3月、振り出した約束手形の支払資金不足による不渡りが発生したが、この重要事実(手形の不渡り)を知ったA社の取引銀行の役員および取引先会社の社長ら(いずれも、情報受領者)は、予想される株価の下落による損失を避けるため、公表前に各々の会社で保有していたA社の株式を売り抜けた。

※課徴金納付命令(下記「課徴金制度について」を参照)の決定が行われた事例もあります。



スグニウリチサイ



課徴金制度について

不公正取引などの証券取引法違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保する観点から、それらの違反行為を行った者に対して刑事罰とは別の行政上の措置として金銭的負担(課徴金納付命令)を課す課徴金制度が導入されています。

ご注意

※このリーフレットは、平成18年12月時点の法令に基づいて作成しております。なお、証券取引法は、従来よりも幅広い金融商品を規制の対象とする「金融商品取引法」に改められることになっています。(平成19年7月施行予定)

※このリーフレットで事例として記載した内容は、あくまで例示あるいは概要にすぎません。したがって、事例以外の取引であれば規制の対象とならないという主旨ではありません。なお、本協会は法令の解釈を行う立場にはありません。